

# 住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する

## 協定に係わる選定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、消費者行政センターが「住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定」の締結にあたり、事務の公正かつ適正な執行を確保するため設置する「住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定に係わる選定委員会(以下「選定委員会」という。)」について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌)

第2条 選定委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 協定締結事業者の選定に関すること。
  - (2) その他選定に必要な事項に関すること。
- 2 選定は、別に定める選定基準により行う。

### (選定委員会の構成)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 経済労働局産業政策部長
  - (2) 経済労働局消費者行政センター室長
  - (3) 経済労働局工業振興課長
  - (4) まちづくり局住宅整備推進課長
- 2 選定委員会は、産業政策部長を委員長、消費者行政センター室長を副委員長とし、委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 選定委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見)

第5条 選定委員会は、消費者行政推進委員会の意見を求めることができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 庶務は、消費者行政センターにおいて処理する。

(持回り議決)

第8条 委員長は、第4条の規定にかかわらず、緊急を要する又はその他の事情により、持回りによる選定が適当であると認めたときは、持回り議決書(第1号様式)によって選定を行うことができる。

2 持回りによる選定は、全委員によるものとし、過半数の委員の賛成により決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が選定委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(第1号様式)

住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定  
選定委員会 持回り議決書

担任	係長	室長
----	----	----

( 年 月 日)

委員名	押印欄	意見欄
経済労働局 産業政策部長 (氏名)		
経済労働局 消費者行政センター室長 (氏名)		
経済労働局 工業振興課長 (氏名)		
まちづくり局 住宅整備推進課長 (氏名)		
申請事業者名	所在地	工事の種類
商業登記	建設業許可	川崎市指名業者登録
過去5年間の行政処分	苦情相談の履歴	太陽光発電10年保証
備考		